

広報

# あち

# 1月

2010 JANUARY No.195



消防団出初式

## 主な内容

- 年頭のごあいさつ ..... 2 P ~ 4 P
- ご存じですか？介護保険制度 ..... 6 P
- 村民税県民税の申告について ..... 8 P
- 全国学力・学習状況調査結果について ..... 12 P
- 保健師さんのつぶやき ..... 20 P

## 消防団出初式

新春恒例の阿智村消防団出初式が1月10日(日)行われました。

市中行進につづいて、中央公民館ホールで、退団者や功労者の表彰等の式典を行い、無火災に気持ちを引き締めました。

私たちの村(1/1現在) 人口7,037人 男3,398人 女3,639人 世帯2,344戸

●阿智村のホームページ  
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

# 年頭のぞあいさつ

阿智村長 岡庭 一雄

明けましておめでとう  
ございます。

村民のみなさまおそろ  
いで新春を迎えられたこ  
とと存じます。

本年一年の皆様のご多  
幸をお祈りいたします。

国においては、昨年八  
月の衆議院議員選挙で、

長年続いた自民党中心の  
政府が民主党中心の政府  
に変わるといふ、大きな  
転換が行われました。国

の経済も我々地方の経済  
も、一昨年のアメリカ発

の世界同時不況の影響を  
受け、大変苦難の年であ  
りました。

本村においては、清内  
路村との合併が行われ、

新しい村づくりがスター  
トしました。

村を取り巻く状況は、  
国の経済動向や少子高齢  
化という大きな流れの中で、  
人口減少が進み、農業、

製造業、観光業等の様々

な産業において経営が厳  
しさを増しております。村

民の皆様は暮らしにおい

ても、失業や収入減等で

大変厳しいものがあるの

では、とお察し致します。

建設しております、阿

智中学校の改築事業をは

じめ、様々な事業につき

ましても、皆様方のご協

力をいただき順調に推移

しております。

今、本村において最大

の課題は、人口減少にど

う対処していくのか、ど

のようにしたら次の世代

に、この村の自然や資源

を引き継ぐことができる

かということでありませ

自分の周りを見た時、

この集落は、「十年後大丈

夫だろうか」と思われる

人は多いものと思えます。

今こそ、自分の問題とし

て真剣に考えなくてはな

らないと考えます。私は、

今がそのチャンスの時だ

あると考えております。

戦後続いてきた競争に

よって社会を発展させよ

う、企業の利益を上げる

ことを最優先しようと思

える考え、いわゆる「お金

中心の社会」が大きく見

直されようとしているか

らです。

自然やエネルギー、食

糧は無限の資源でないことが明らかになり、新しい時代の中心は、「命と心」であると多くの人々が感じ始めています。自然やエネルギーや食糧は、かつて私たちがあこがれた東京にはないものばかりです。ふるさと、この阿智の地にあるものばかりです。長い間、私たちは、このふるさとに東京にある物を求め、ふるさとはだめだ何もないと考えることが多かったと思うのです。私は、時代の大きな節目にあたるであろう本年を「ふるさと発見元年」としたいと思っています。

経済評論家の内橋克人さんは、これから目指さなくてはならない社会構想として、共に生きる「共生経済」を提唱されています。そしてその基本として、FEC自給圏を掲げています。Fはフーズ（食糧）、Eはエネルギー（燃料）、Cはケア（福祉、支え合い）であります。この三点セットを考えてみて下さい。私たちの周りにあるものばかりではないでしょうか。ないものがあるとすれば、それを活かす力、それを誇りに思える心であるかもしれませぬ。

今年一年皆様と共に新しい村づくりに向かって進んで参ろうではありませんか。

清内路地区の皆様は阿智村清内路としての初めてのお正月どのような心持ちで迎えられたのでしょうか。

昨年、国政状況は政権交代で大きく変わりました。しかし、一番変わったほしいと望んでいた経済情勢は、全く変化があ

年頭にあたり、重ねて村民皆様のご多幸と阿智村の繁栄を願ってあいさつと致します。

雇用や賃金環境は依然として厳しく、今春の新規採用は過去最低ともいわれています。

今の景気状況は底入れし回復の兆しが見られるか、不況のまま低迷が続く、というのが大方の見方です。

阿智村の最近（ここ三〜四年の間）の産業施策

阿智村議会議長

熊谷時雄

であります。

○観光業においては、観

光地間競争の生き残り

をかけた、(株)昼神温

泉エリア・サポートの

設立

○工業では、企業誘致対策

として、初めての工場

団地の造成

○農業では、有機堆肥に

よる安全安心な農作物

の生産と有利販売を目

ざして、営農支援セン

ターの設置

等々、村の財政基盤で

ある産業の環境整備と体

制づくりを進めてきました。

特に昨年は、

○遊休荒廢地の解消と有

機活用農業による生産、

販売の更なる推進

○地産地消の推進とキク

イモ、ヤーコン、ニンニ

ク等の高機能性農産物

の生産拡大を目ざし、産

業振興公社の設置準備

○高機能性農産物の加工

販売の研究、施設の建

設、組織の立ち上げ

を進めて来ました。

また、阿智開発公社で運

営してまいりました『鶴

巻荘』と『湯ったり』な昼

神』についてであります。

収益事業である宿泊施設

鶴巻荘は民営化すること

で、投資運営の自主性、経

営責任の明確化を目ざし、

指定管理として(株)鶴巻

に委託することになりま

した。

湯ったり』な昼神につ

いては、村民の健康づく

りにより活用できる施設

として、再構築していく

ことになりました。

今年は、これらの事業

の運営・研究がそれぞれ

具体的に始まります。

高機能性農産物もほ場

づくり、植え付けが終わ

り、今年からは収穫に向

けて除草・防虫・追肥と

育成管理の年です。期待

した収穫までには、苦勞

と時間がかかると思いま

すが、地域経済の持続的

発展のために、みんな

智恵を絞って、力を併せて

頑張りましょう。

この一月には、村長選

挙があります。前回、前々

回と無投票でありました。

今回も無投票では、主体

的な村づくりからすると

残念なことでもあります。

活力ある村づくりのため

に、活発な議論が盛り上

がる事を期待します。

今年も、私達にとって『良

き未来への一年』にでき

ますよう、共に祈念いた

しまして、新年のあいさ

つとします。

# 阿智村政功労者表彰

第16回阿智村政功労者等表彰式典が、平成21年11月7日、阿智村公民館ホールにおいて行われ、それぞれのお立場で、本村の発展と住民福祉の向上のためにご尽力いただいたみなさま方が表彰されました。  
(敬称略)

## 第16回阿智村政功労者表彰・感謝状贈呈者芳名簿

### 特別表彰状贈呈

熊谷 操 様 28年間村議会議員として村政の進展に貢献

### 表彰状贈呈

小笠原啓次 様 16年間村議会議員として村政の進展に貢献

小林 吉彦 様 12年間村議会議員として村政の進展に貢献

増田 勝彦 様 12年間村議会議員として村政の進展に貢献

井原 勝利 様 12年間村議会議員として村政の進展に貢献

原 健太 様 第3回日本工業大学マイクロロボットコンテスト高校生大会ベスト8

櫻井 照実 様 第33回全国高等学校総合文化祭日本音楽部門出場

鈴木 祐太 様 平成21年トキめき新潟国体ラグビー長野県代表

阿智村消防団第五分団 様 第51回長野県消防ポンプ操法大会小型ポンプの部準優勝

阿智村消防団ラッパ部 様 長野県消防ラッパ吹奏大会5年連続飯伊代表出場

### 感謝状贈呈

永倉 隆幸 様 村政進展のため多額のご寄付



阿智村政功労者のみなさん

# ご存じですか？介護保険制度 No.7

## ～介護予防に取り組みましょう！～

「膝が痛くて…」、「食欲がなくて…」、「物忘れがひどくなっちゃって、これって歳のせい？」  
こんなことはありませんか？

年齢を重ねるとともに、心身の不調を感じるが多くなると思います。

自分の健康状態を確認するためにも、村や職場の健診、人間ドックを受けることはとても大切です。

介護保険では、介護予防事業の一つとして「生活機能評価」があります。

生活機能とは、私たちが家庭や社会で生きていくために必要な機能のことです。

「生活機能評価」は、①基本チェックリスト、②生活機能チェック、③生活機能検査の3つで構成されています。①基本チェックリストは自分で評価する内容となっていますので、次ページをご覧ください。

また、①基本チェックリストはインターネットを利用して評価することもできます。阿智村のホームページから健康長寿ネットホームページにリンクできますので、ご活用ください。

### インターネットでの検索方法

①「阿智村」と入力し検索します

②阿智村のホームページを開きます  
URLは<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

③阿智村のホームページの下の方にある  
「健康長寿ネットホームページ」  
のマークを押してください

④健康長寿ネットのホームページにつながります

⑤介護予防のための生活機能チェックを押してください

⑥生活機能チェックのスタートです



## 生活機能評価のための基本チェックリスト

	以下の各質問の「はい」「いいえ」にチェックを入れてみましょう	はい	いいえ
1	バスや電車で一人で外出していますか		<input checked="" type="checkbox"/>
2	日用品の買い物をしますか		<input checked="" type="checkbox"/>
3	預貯金を出し入れしていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
4	友人の家を訪ねていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
5	家族や友人の相談にのっていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
6	階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
7	いすに座った状態から何もつかまえずに立ち上がっていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
8	15分くらい続けて歩いていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
9	この1年間に転んだことはありますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
10	転倒に対する不安は大きいですか	<input checked="" type="checkbox"/>	
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	<input checked="" type="checkbox"/>	
12	BMIが18.5未満ですか $\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$	<input checked="" type="checkbox"/>	
13	半年前にくらべて固いものが食べにくくなりましたか	<input checked="" type="checkbox"/>	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
15	口の渇きが気になりますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
16	週に1回以上は外出していますか		<input checked="" type="checkbox"/>
17	昨年とくらべて外出の回数が減っていますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか		<input checked="" type="checkbox"/>
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	<input checked="" type="checkbox"/>	
21	(ここ2週間) 毎日生活に充実感がない	<input checked="" type="checkbox"/>	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	<input checked="" type="checkbox"/>	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではあっくうに感じられる	<input checked="" type="checkbox"/>	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	<input checked="" type="checkbox"/>	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	<input checked="" type="checkbox"/>	

の部分にチェックが入った場合は何らかの生活機能の低下が心配されます。  
心配な方は自立生活支援センター（電話45-1140）までご相談ください。

# 平成22年度 村民税県民税の申告について

## 申告書の提出期限は 3月15日(月曜日)までです

今年も村民税、県民税の申告の時期となりました。村では二月十六日から三月十一日まで次頁のとおり地区割をし、納税相談を実施します。忘れずに申告して下さい。

### ● 申告しなければならぬ人

- 平成二十二年一月一日現在、阿智村に住所のある人で
  - ・平成二十一年中(平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日まで)に所得のあった人。
  - ・給与を二カ所以上から支給されている人。
  - ・給与所得者で給与以外の所得があった人。
  - ・年末調整のされなかった個人事業の従業員、土木事業等の従事者、内職などの賃金を受けた人。
- 住宅取得控除、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人。
- 阿智村の住民基本台帳に記載されていないが、現実に村内に在住する人および事務所または家屋敷を有する人。
- 国民健康保険加入者の方は保険税算定のために、所得税・村民税の申告が必要ない方でも住民税の申告が必要になります。

### ● 申告しなくてもよい人

- 税務署へ平成二十一年分の所得税の確定申告を提出した人。
- 一カ所からの給与所得のみで、勤務先の事業所から「平成二十二年給与支払報告書」が提出されている人。

### ● 申告の時に必要なもの

- 必要な事項を記載した申告書・印鑑
- 平成二十一年中の所得が明らかになる書類(給与所得、公的年金、報酬等の源泉徴収票など)
- 営業、事業所得、農業所得、不動産所得のある方は収支内訳書や帳簿類
- ※事前に収入・経費を計算しておいてください。
- 譲渡所得のある方は必ず売買契約書又はそれに代わるものをご持参ください。
- 生命保険料、個人年金保険料、地震(損害)保険料、小規模企業共済などの支払証明書
- 国民年金、農業者年金、建設国保などの社会保険料の支払証明書
- 還付がある場合: 本人名義の預金通帳等の口座番号の控え

### ● 医療費控除について

医療費控除を受ける方は、医療費の領収書、保険金等で補填された金額がわかるもの、おむつ証明書等。  
医療費控除を受ける方は、家族の個人毎に領収書の金額の集計をしてみてください。また、高額療養費や生命保険から補填があった場合はその金額がわかるものを準備してください。

### ● 障害者控除について

介護保険法により要介護認定を受けている方で障害者手帳をお持ちでない方も障害者(特別障害者)控除の対象となる場合があります。重度で該当になりそうな方は役場民生課へご相談ください。申請に基づき調査し該当と認められる場合は認定書を発行します。

### ● 住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、新築等した家に平成十一年から十八年までに入居、平成二十一年に入居した方で所得税から住宅ローン控除額が引ききれない方は、村民税からも住宅ローン控除を受けることができます。確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除の手続きをすれば、村への控除申告は不要です。十八年以前入居の方も今年度から同様に原則申告不要となりましたが、控除申告をした方がよい場合もありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

### ● 農業所得について

平成十八年の申告から、すべての方が収支計算となっております。申告までにご自分で収入、経費を計算しておいてください。農業用機械の耐用年数が、種類ごと五年から八年の耐用年数から、農業用設備として一律七年に変更になりました。今回から新しい耐用年数での計算が必要です。変更になった減価償却の計算方法、収入や必要経費の整理の仕方などでわからない点がありましたら、税務係へご相談ください。

### ● インターネットから確定申告書が作成できます

平成十九年・二十年に税額控除を受けていない方は、二十一年分から五千円の税額控除をする事が出来ます。



## 納税相談日と指定地区

下記の日程で行いますので今から都合をつけていただき、円滑な納税相談や申告ができますようご協力下さい。

月	日	曜日	時 間	相談地区範囲	相談場所
2	16	火	AM 9:00～AM 11:00	恩 田・荒 谷	浪合支所
			PM 1:00～PM 4:00	宮の原・宮 本	
2	17	水	AM 9:00～AM 11:00	中下町・浪合上町	
			PM 1:00～PM 4:00	治部坂・上半堀・下半堀	
2	18	木	AM 9:00～AM 11:00	市 場・ 中	清内路支所
			PM 1:00～PM 4:00	登 ・ 清 水	
2	19	金	AM 9:00～AM 11:00	川 裾・上一区	
			PM 1:00～PM 4:00	上二区・上三区	
2	22	月	AM 9:00～AM 11:00	七久里	阿智村コミュニティ館
			PM 1:00～PM 4:00	知久保・豎 町	
2	23	火	AM 9:00～AM 11:00	下 西	
			PM 1:00～PM 4:00	中関下	
2	24	水	AM 9:00～AM 11:00	中関上・砂 田	
			PM 1:00～PM 4:00	木戸脇・伝馬町	
2	25	木	AM 9:00～AM 11:00	馬 場・下 町	
			PM 1:00～PM 4:00	栄 町	
2	26	金	AM 9:00～AM 11:00	上 町・大 橋	
			PM 1:00～PM 4:00	市の沢・曾 山	
2	27	土	AM 9:00～AM 11:00	平日都合の悪い方	
			PM 1:00～PM 4:00		
3	1	月	AM 9:00～AM 11:00	古 料	
			PM 1:00～PM 4:00	下 郷	
3	2	火	AM 9:00～AM 11:00	上 郷	
			PM 1:00～PM 4:00	大 鹿	
3	3	水	AM 9:00～AM 11:00	洞 ・ 寺 尾	
			PM 1:00～PM 4:00	日の入・青見平	
3	4	木	AM 9:00～AM 11:00	原の平	
			PM 1:00～PM 4:00	西栗矢・東栗矢	
3	5	金	AM 9:00～AM 11:00	丸 山	
			PM 1:00～PM 4:00	備中原	
			PM 6:00～PM 8:00	昼間都合の悪い方	
3	7	日	AM 9:00～AM 11:00	平日都合の悪い方	
			PM 1:00～PM 4:00		
3	8	月	AM 9:00～AM 11:00	大 沢・中 野	
			PM 1:00～PM 4:00	大 野	
3	9	火	AM 9:00～AM 11:00	奥 藤・中 平	
			PM 1:00～PM 4:00	伏 谷・濃 間	
3	10	水	AM 9:00～AM 11:00	下 平	
			PM 1:00～PM 4:00	昼 神	
3	11	木	AM 9:00～AM 11:00	中 央・戸 沢	
			PM 1:00～PM 4:00	園 原・横 川・中関団地	
3	12	金	PM 6:00～PM 8:00	昼間都合の悪い方	

\*3月12日、15日は、申告書整理事務のため、地区割をした期間内の申告相談にご協力をお願いします。

\*夜間や土曜・日曜の相談日については、大変混雑が予想されますので、待ち時間が長くなる事等をご承知頂き、時間に余裕を持っておでかけ下さい。

## 農業委員会からのお知らせ

### 農地を転用するとは

農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕作の目的以外に利用することを言います。

### 許可なく転用したら

農地法の許可を受けないで無断転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、**工事の中止や、原状回復等の命令**がなされる場合があります。(農地法第八十三条の二) また、**三年以下の懲役や、三〇〇万円以下の罰金**という罰則の適用もあります。(農地法第九十二条)

### 転用については 事前に必ず相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員又は、農業委員会事務局までご相談ください。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内(青地)にある場合は、農振除外の手続きにより農用地から外さなければなりません。審議会は年二回程度開催されますが、その前月末が締め切りとなっています。審議会の開催については不定期です。

申請の前に、農業委員会事務局において農用地区域の確認及び、審議会の開催について確認をしてください。二〇〇㎡未満の農業用施設として転用する場合や、農道や用排水路等に転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。

### 農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定)

定)する場合にも、許可・届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。(農地法第二条他)

### 遊休農地をなくそう

年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。草刈りは、農地所有者の最低限のエチケットです。

また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が……」という方は農業基盤強化法による利用権の設定をお勧めします。

- この制度の特徴は、
- ① 手続きが簡単。(農地法によらない)
  - ② 貸しても耕作権がつかない。
  - ③ 期限がくれば離作料を払うことなく必ず返ってきます(自動更新はありません)。
  - ④ やむを得ない事情が生じた場合、中途解約も出来ます。
  - ⑤ 村外に住んでいる方にも貸付できます。

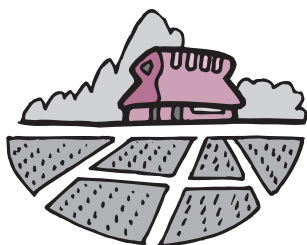
農業委員会では農地の紹介、あつせんを行っています。

利用権に関する詳細については、農業委員会事務局(ふるさと整備課内)までお問い合わせください。

### 下限(別段)面積について

農地を取得する際には、下限面積(五〇アール)を確保する必要があります。

しかしながら、当委員会では地区毎に、下限面積とは別に必要な耕作面積を次のように定めています。旧会地村と旧智里村は三〇アール、旧浪合村と旧清内路村は二〇アールです。(取得する農地も含めて)



申請書受付締切は、

毎月十五日です。

# 農地法の一部が改正されました

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。  
 将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かすことが重要です。  
 こうした観点から農地法等が改正されました。

## 新しい農地法等はこうなります！！

### 1. 農地の貸し借りがしやすくなります！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます！
- 市町村等が農地所有者に代わって農地の借り手をさがす事業が創設されます！

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

農作業  
常時  
従業者

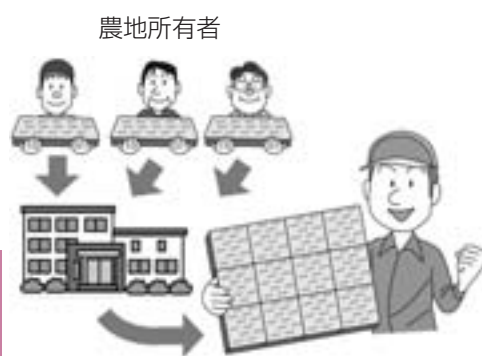
農業  
生産法人

+

(改正後に追加)

農作業  
常時従業者  
以外の個人

農業生産  
法人以外の  
法人



### 2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます！

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられます！

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



### 3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります！

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うことになります！
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が貸し借り等のあっせんをします！



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

# 21年度 全国学力・学習状況調査の結果について

教育委員会

平成二十一年度「全国学力調査」と同時に実施された「学習状況調査」（生活実態調査）の結果がまとまりました。学力調査における本村生徒の正答率は、小学校で全国平均を少し上回り、中学校ではわずかに下回りましたが、概ね全国平均と同程度と言えます。

一方学習状況調査では、小中学校ともに「家庭での学習時間」がかなり少なく、「テレビ・ビデオ等を見る時間」が大変に長い、また「食事等の生活習慣」がかなり乱れている等、大きな課題が見られました。

総合中学校も発足する時、各家庭、村地域、学校が心を合わせて、子ども達の望ましい生活態度や心構えの育成に真剣に取り組んでいかなければなりません。

## 学力調査について

### 一、調査対象・教科

○小学校六年（村内五校五十七人）  
国語 算数

○中学校三年（村内三校七〇人）  
国語 数学

○調査問題の主眼

A領域 主として基礎知識の定

着状況

B領域 主として知識を活用し

た発展的課題への対応力

### 二、結果の概要

#### 《小学校》

##### (国語)

A領域では書く能力、読む能力等多くの分野で全国平均を数ポイント上回っている。B領域では「言語についての知識理解技能」や「国語への意欲関心」が数ポイント下回った。

##### (算数)

A領域では、計算力、図形についての知識や理解力が五ポイ

ント余上回っている。B領域についても基礎が発展的課題に生かされ、全国平均を数ポイント上回っている。

#### 《中学校》

##### (国語)

A B領域とも書く能力、読む能力は全国平均並みだが、「話す、聞く」といった表現力や言語活動の力が下回っている。

##### (数学)

A B領域ともに、数的処理や計算力、図形分析等、大多数の分野で数ポイントずつ全国平均を下回っている。学習時間の少なさによる理解の不確実さと習熟の不足が現れていると言える。

### 三、今後の心構え

#### ○児童・生徒の皆さんへ

・自分の将来の夢を持つことが大切です。家の人達とも一緒に考えてみなければなりません。それが、今はまだはつきりと固まらなくても、当面この学期のあるいはこの一週間の取り組みべき目標を持って、それに向かって努力することが大切です。目

標があれば、気持ちに張りが出て、意欲的な態度につながるはずです。

・学校の勉強で、わからないところがあったら皆で先生に聞き合うことが大切です。努力する態度は立派なことなのだから、放課後の「学習補充教室」にも自分から積極的に参加してください。

・特に中学生の皆さん、「村の中学校でほどほどにやっていたらいい。」というものではありません。広い世の中では、日々懸命に頑張っている人達がいっぱいいます。先々、そういう人達と互にいくためには、互いに切磋琢磨しなければなりません。

#### ○保護者の皆さんへ

・小学生に「勉強せよ」と言って勉強部屋に追いやってはダメです。茶の間で、居間で一緒にいのです。テレビを消して、話ながら勉強すればいいのです。楽しく、学習習慣を育てて下さい。

・子供の夢や目標を一緒に考えてください。

## 学習状況（生活実態）調査について

本村の児童生徒の学習状況（生活実態）調査においては、全国と比較して特徴的な項目（5ポイント以上の開きがある項目）があります。

### 小学6年生

（調査対象児童 阿智村：57人 全国：1,137,808人）

(%)

調査項目	阿智村	全国	比較
①学校に持って行く物を、前日か当日朝に確かめる。	52.6	65.6	-13.0
②難しいことでも、失敗をおそれずに挑戦する。	17.5	23.2	-5.7
③自分にはよいところがある。	21.1	32.3	-11.2
④将来の夢や目標を持っている。	52.6	70.0	-11.2
⑤普段、1日にテレビ、ビデオを4時間以上観る。	42.1	24.0	18.1
⑥普段、授業時間以外に1時間以上勉強する。	36.9	57.2	-20.3
⑦休日、2時間以上勉強する。	12.3	22.8	-10.5
⑧家の人と学校のことについて話をする。	28.1	40.5	-12.4
⑨家で学校の宿題をしている。	93.0	84.3	9.3
⑩ // の授業の予習をする。	8.8	14.2	-5.4
⑪ // の授業の復習をする。	10.5	17.4	-6.9
⑫家で苦手な教科の勉強をしている。	7.0	19.4	-12.4
⑬住んでいる地域の行事に参加する。	61.4	32.8	28.6
⑭学校の決まりを守っている。	47.4	35.7	11.7
⑮人が困っているとき、進んで助ける。	15.8	25.4	-9.6
⑯人の気持ちがわかる人間になりたい。	50.9	66.5	-15.6
⑰人の役に立つ人間になりたい。	59.6	67.6	-8.0

- <分析>・宿題はやっているが、自分から進んでの家庭学習は不十分。  
 ・テレビやビデオを観る時間が長く、家庭での時間の使い方が課題。  
 ・家庭で、子どもと話をする時間が十分とれていないのではないかな。  
 ・自信を持って取り組むことや他の人のことを思いやるのが苦手。  
 ・決められたことはでき、地域の行事には積極的に参加している。

### 中学3年生

（調査対象生徒 阿智村：70人 全国：1,033,885人）

(%)

調査項目	阿智村	全国	比較
①朝食を毎日食べてくる。	72.9	82.2	-9.3
②学校に持って行く物を、前日か当日朝に確かめる。	37.1	65.3	-28.2
③難しいことも、失敗をおそれずに挑戦する。	5.7	13.8	-8.1
④自分にはよいところがある。	11.4	18.8	-7.4
⑤普段、授業時間以外に1時間以上勉強する。	52.9	65.3	-12.4
⑥休日、2時間以上勉強する。	28.6	37.1	-8.5
⑦家で学校の授業の予習をする。	1.4	8.9	-7.5
⑧家で苦手な教科の勉強をしている。	7.1	13.5	-6.4
⑨住んでいる地域の行事に参加する。	44.3	12.6	31.7
⑩学校の規則を守っている。	51.4	44.5	6.9
⑪人が困っているとき、進んで助ける。	24.3	18.1	6.2
⑫近所の人にあったらあいさつをする。	78.6	51.2	27.4
⑬人の気持ちがわかる人間になりたい。	74.3	67.8	6.5
⑭いじめはどんなことがあってもいけないことだ。	71.4	61.9	9.5
⑮人の役に立つ人間になりたい。	70.0	61.5	8.5

- <分析>・朝食を食べてこない生徒が多く、学校での生活や学習のエネルギーが心配。  
 ・家庭での学習時間が少なく、また進んで学習に取り組む姿勢が不十分。  
 ・地域行事に参加したり、近所の人とのあいさつはできている。  
 ・他の人を思いやる気持ちは育ってきている。

\*家庭に帰ってからの時間の使い方、進んで取り組む学習、朝食の摂取等についての、生活面での課題が明らかになってきました。また、自己肯定感や自尊の気持ちが低いことが心配です。

\*阿智中学校で昨年行った血液検査（対象1年生）では、「生活習慣病が要注意」と判断される生徒が複数みられた、という結果がでています。食事についても好きな物を、好きなだけ、好きなときに食べるという傾向がでています。

\*各家庭で、子どもさんとの会話やふれあいの時間を多くとると共に、日頃の生活や食事について十分な配慮が必要です。

## 人事異動

平成二十一年十一月十二日

### 村職員等

( ) 内は旧任

#### 【出納室】

▽園原正規 (民生課)

▽熊合正俊 (協働活動推進課)

## 消防団員募集します

#### 入団できる方

十八歳以上で阿智村に居住している方

#### 待遇等

**\*身分** 非常勤特別職の地方公務員になります

**\*報酬** 条例に基づいた年報酬及び手当が支給されます

**\*公務災害補償** 消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります

**\*共済制度** 公務・公務外を問わず、病気やケガで一定期間入院した場合や万が一の場合に補償が受けられる共済基金に加入します

**\*退職報奨金** 一年以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます

**\*表彰制度** 職務にあたって功労、功績があった場合に表彰されます

**\*被服の貸与** 消防活動に必要な被服が貸与されます

#### 問い合わせ先

役場総務課消防防災係

☎四三二二二〇 (内線二七二)

### 阿智村役場は

## 「南信州いいむす21」に取り組みます

阿智村役場は、今年から「南信州いいむす21」に取り組みます。

「いいむす」とは、環境マネジメントシステム(Environment Management System)の頭文字「EMS」を「いいむす」と読み、全世界の企業が取り組んでいる国際規格ISO14001を、南信州地域独自のシステムに簡略化したものです。

今回、阿智村役場が取り組むのは「いいむす」の中では最も簡単な「初級」ですが、最近の新聞では、中級や上級を取得した事業所の記事も目にします。

「いいむす」に取り組むことで職員の間に対する意識向上を図ることとはもちろんですが、この取り組み

が村内の各事業所や村民のみなさんにも波及することにも期待します。

阿智村役場の具体的な取組目標は…

- ①ごみ分別を徹底し、燃やすごみ排出量前年度比5%の削減
- ②コピー用紙使用量前年度比2%の削減
- ③電気使用量の前年度比2%の削減
- ④燃料使用量の前年度比2%の削減
- ⑤グリーン購入の推進
- ⑥南信州いいむす21の普及

### 民生児童委員

## 福祉施設を訪問

民生児童委員協議会(木下清勝会長)は、毎年恒例の福祉施設訪問を十二月十一日に行いました。



知的障害者更生施設 喬木悠生寮訪問

専門の相談員が相談に応じます。

◆相談日：月曜日～金曜日(祝日を除く)  
8:30～17:00

長野本所	026-235-7175 (直通) (県長野保健福祉事務所内)
松本支所	0263-47-7800 (代表) (松本合同庁舎内)
飯田支所	0265-23-1111 (代表) (飯田合同庁舎内)
上田支所	0268-23-1260 (代表) (上田合同庁舎内)

上記地域以外の地方事務所において巡回相談も行っております。  
詳しくは、各相談所にお問い合わせください。



交通事故に関することでお困りの方は、**県の交通事故相談所へ(相談無料、秘密厳守)**

この日は、村内で栽培されたシクラメンの鉢を携え、九人の民生委員と役場職員が三班に分かれて、村出身者が入居する駒ヶ根や飯田下伊那地域の十四の施設を訪問しました。阿智村から来たことを告げると懐かしそうに話しかけられ、帰りには握手する姿も見られました。

## 事業者の皆様へ 緊急雇用奨励金制度 について

村では、地域の人材育成のため三月に卒業予定の高卒者が大勢地元へ就職できるように、新規高卒者等を雇用された事業主の皆さまに対し雇用奨励金を交付する制度を設けました。

この制度は平成二十二年三月に要項などを制定し、平成二十二年度を実施する予定で、飯田市・下伊那郡内の各町村も共同で実施を予定しています。

概要は次の通りです。

### ● 交付対象及び交付額

村内に事業所又は事務所を有する事業者

### 〈交付額〉

雇用した新規高卒者等一人につき五十万円

### ● 交付条件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

(1)平成二十二年三月一日から平成二十二年九月一日までの間に新規高卒者等(※1)を正規雇用の常用労働者(※2)として雇用を開始し、かつ補助金交付後も引き続き正規雇用の常用労働者として雇用することが確実と認められること

(2)納期到来分の村税を完納していること

### ● 申請手続き及び日程

#### 〈交付申請〉

新規高卒者等の雇用を開始した日から三月以内に所定の申請書に要件を満たすことを証する書類を添えて阿智村役場に提出してください。(申請書様式、添付資料は村のHPに掲載していきます。)

#### 〈申請の時期〉

平成二十二年四月から平成二十二年十一月末までです。手続き等詳細はお問い合わせください。

### 【お問い合わせ・ご連絡】

阿智村役場 協働活動推進課  
☎〇二六五―四三―二二二〇  
内線五二〇

#### ※1 新規高卒者等

左記の学校を平成二十二年三月に卒業する者で、卒業後市内又は下伊那郡内に住所を有するもの

市内又は下伊那郡内の中学校、高等学校、飯田女子短期大学、飯田ゆめみらいICTカレッジ、長野県飯田技術専門学校(普通課程)、飯田養護学校

#### ※2 常用労働者

次のいずれにも該当するもの  
ア 期間の定めのない契約により雇用された者であること又は雇用された日の翌日から六月以内に期間の定めのない契約により雇用された者であること、若しくは事業者の所得税法上の専従者となっていること

イ パート、臨時職員、登録型派遣社員でないこと(飯田養護学校生はこの限りでない)  
ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者として雇用されていること又は事業者の同居親族等であること(子、孫、兄弟姉妹、配偶者等)

## 普通救命講習会

### ・ 防火講話

応急手当の基礎知識・人工呼吸・胸骨圧迫・AEDの使用方法などを覚えてみませんか。

左記の内容で講習会を開催しますので興味のある方は是非お申し込みください。

○日時 平成二十二年二月七日(日)  
午後一時から  
午後四時三十分まで

○場所 飯田市桐林五〇五番地  
竜丘公民館一階大ホール

### ○内容

- 心肺蘇生法とAED取り扱い、止血法、異物除去など
- 防火講話(在宅火災警報機設置と消火器の取り扱い)

○受付期間 一月十二日(火)から  
一月二十九日(金)まで

○募集人員 二十名(先着順)

○申し込み・問い合わせ

伊賀良消防署救急係 (二五―〇二一九)  
飯田消防署救急係 (二二―〇二一九)

## 会社・法人登記事務 の取扱庁の変更

長野地方法務局飯田支局で取り扱っている商業・法人登記事務については、平成二十二年五月三十一日(月)から長野地方法務局法人登記部門で取り扱うこととなります。

なお、会社・法人の登記事項証明書、印鑑証明書(印鑑カードが必要となります。)の交付事務(動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。)については、引き続き飯田支局でも取り扱います。

また、不動産登記事務については、これまでどおり、取扱いの変更はありません。

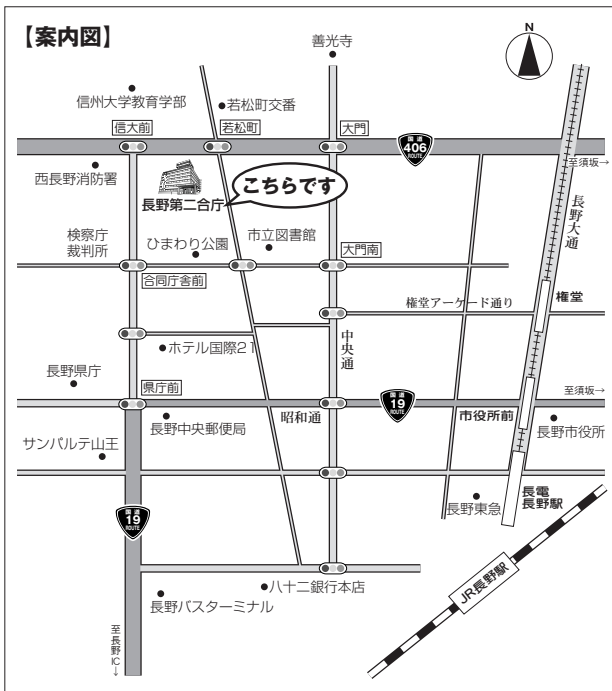
\*取扱庁変更後の会社・法人登記に係るご相談は、すべて長野地方法務局法人登記部門でお受けします。

☎ 〇二六―三三八―七五八〇  
又は 〇二六―三三五―六六五一

### 【お問い合わせ先】

長野地方法務局法人登記部門  
〒三八〇―〇八四六  
長野市旭町一―〇八

長野第二合同庁舎一階  
☎ 〇二六―三三五―六六五一(直通)



## 長野県内の最低賃金のお知らせ

詳細については飯田労働基準監督署(電話 22-2635) 又は長野労働局動労基準部賃金室(電話 026-223-0555)、ホームページをご覧ください。

☆長野労働局 HP <http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp>

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。
<b>長野県最低賃金</b>	<b>681</b> 円	平成21年10月1日	

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日
電子部品・電気機械器具・情報通信機械器具等製造業	<b>777</b> 円	平成21年12月5日
はん用機械・自動車・同付属品等製造業	<b>789</b> 円	平成21年12月5日
各種商品小売業	<b>747</b> 円	平成21年12月31日
印刷・製版業	<b>743</b> 円	平成21年12月31日



# 確定申告は、さらに便利になった **e-Tax** で

e-Taxなら、インターネットを利用してご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。  
e-Taxを利用させていただくにあたっては、次の「e-Taxご利用の流れ」に沿って手続きを行う必要があります。

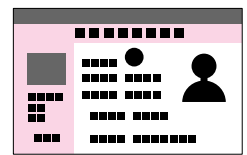
## e-Tax ご利用の流れ



## 電子証明書の取得

住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください(手数料が必要です)。

\*阿智村の場合は、手続きから発行までに7~10日程度かかります。



電子証明書(ICカード)

## ICカードリーダー

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カード(ICカード)に格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダーが必要になります。ICカードリーダーは、家電量販店やインターネット販売で購入できます。

なお、住民基本台帳カードに格納された情報を読むための機械には、「接触型」、「非接触型」、「共用型」があります。適応する型を、住民票のある市区町村へご確認ください。

## e-Taxならこんなにいいこと

平成21年分の所得税の確定申告書を本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成22年3月15日(月)までにe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年又は平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

また、所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(通常6週間のところを、3週間程度に短縮)



所得税・贈与税の申告・納税は、**3月15日**(月)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は、**3月31日**(水)まで

詳しい情報は、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp> 飯田税務署 TEL 0265-22-1165

# 村の人事行政運営等の状況

村では、人事行政運営等の公平性や透明性を高めることを目的とした「阿智村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、勤務条件などの状況について公表します。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①職員の任免の状況

20.4.1現在	退職者数	採用者数	広域派遣	21.4.1現在
103人	8人	2人	1人	96人

(注) 1、20.4.1職員数は阿智村・清内路村の合計数です。  
2、職員数には、非常勤職員は含まれません。

### ②部門別職員数の推移

区 分	職 員 数		対前年 増減数
	H20	H21	
一般行政	78人	73人	▲5人
特別行政(教・委)	13人	11人	▲2人
公営企業等	12人	12人	0人
計	103人	96人	▲7人

### ③一般職（行一）級別職員数の状況

(21年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	書記・主事補	主 事	係長・副主幹 主査	課長・局長 課長補佐・主幹	副参事	参 事	
職員数	11人	13人	45人	21人	4人	2人	96人
構成比	11%	14%	47%	22%	4%	2%	100%

## 2. 職員の給与の状況

### ①人件費の状況

(平成20年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 (H21.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人	万円	万円	万円	%
7,072	640,411	56,223	73,180	11.4

(注) 1、人件費には特別職に支給される給与・報酬・職員の退職手当負担金等が含まれています。  
2、数値は阿智・清内路の合計数です。

### ②ラスパイレス指数の状況

(21年4月1日現在)

阿智村	長野県	県内 町村平均	全国 町村平均	全地方 公共団体 平均	国
95.2	98.9	93.6	94.6	98.5	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### ③職員給与費の状況

(平成21年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
89人	327,286千円	40,044千円	134,771千円	502,101千円	5,642千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

### ④職員の平均給料月額、平均給与月額 及び平均年齢の状況

(21年4月1日現在)

区 分	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均年齢 (歳)
一般行政職	309,308	332,018	42
技能労務職	298,488	303,875	54

(注) 1、「平均給料月額」とは、4月1日現在における職員の基本給の平均です。  
2、「平均給与月額」とは、給料月額と、毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

⑤初任給の状況 (平成21年度)

区分	一般行政職 (円)
高校卒	140,100
短大卒	152,800
大学卒	172,200

⑥期末手当・勤勉手当 (平成21年度)

期末手当	2.75月分	職務の級等による加算措置 (5~15%) 有
勤勉手当	1.40月分	

⑦退職手当 (21年4月1日現在)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算	

⑧特別職等の報酬等の状況 (21年4月1日現在)

区分		特例による減給額	本来額	減額率
給料	村長	639,000円	727,000円	12%
	副村長	575,000円	639,000円	10%
	教育長	499,000円	543,000円	8%
報酬	議長	268,800円	280,000円	4%
	副議長	199,680円	208,000円	4%
	常任委員長	180,480円	188,000円	4%
	副常任委員長	173,760円	181,000円	4%
	議員	168,960円	176,000円	4%
期末手当		3.10月分		

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間と休日

一週間の勤務時間	勤務時間			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況 (平成20年度実績)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数	消化率
3,252日	435日	82人	5.3日	13.38%

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当無し

### 5. 職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

該当無し

### 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

①加入団体等

区分	団体等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福利厚生	長野県市町村職員互助会
	阿智村職員等互助会

②健康診断等の状況 (平成20年度実績)

健康診断	人数
人間ドック	60人
ヘルス・スクリーニング(基本検診)	18人
結核検診	17人

③公務災害等の認定件数 (平成20年度実績)

区分	災害件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

④公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求 要求無し  
不利益処分に関する不服申し立ての状況 申し無し

# 21年度 健診・がん検診の結果

## 〈特定健診等の受診状況〉

	受診者	特定健診内訳					特定健診受診率
		集団	個別	人間ドック	商工会	その他	
特定健診 (国保40～74歳)	569人	503	29	22	14	1	43.9%
39歳以下の方	76人						
75歳以上の方	111人						

昨年度の受診率30.3%を大きく上回り、現在43.9%です。

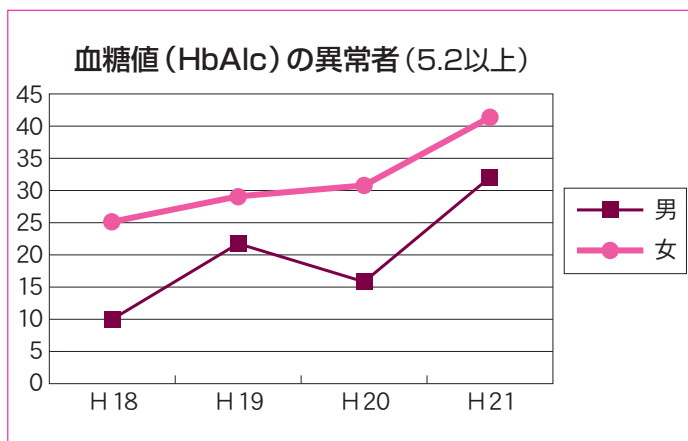
平成24年度の65%達成をめざして、22年度は50%を目標にしています。

平成22年度健診のとりまとめは5月上旬に行う予定です。

## 〈健診結果〉

健診では、血管が痛みはじめていないか、血液がサラサラ流れているか、内臓脂肪がたまっていないか、糖尿病や脳卒中などの病気に向かっていないかなどがわかります。

健診結果をみると、血糖値は、男性より女性に異常者が多い傾向があります。男女とも、異常者は年々増えており、男性ではH18年の10%からH21年は32%に、女性ではH18年の25%からH21年は41%に増加しています。

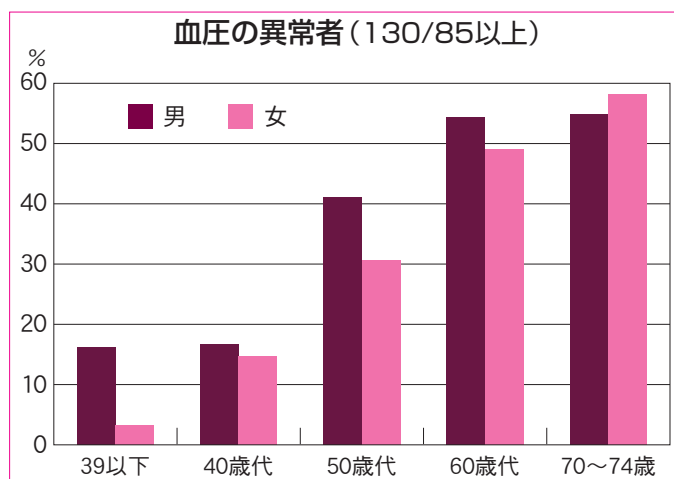


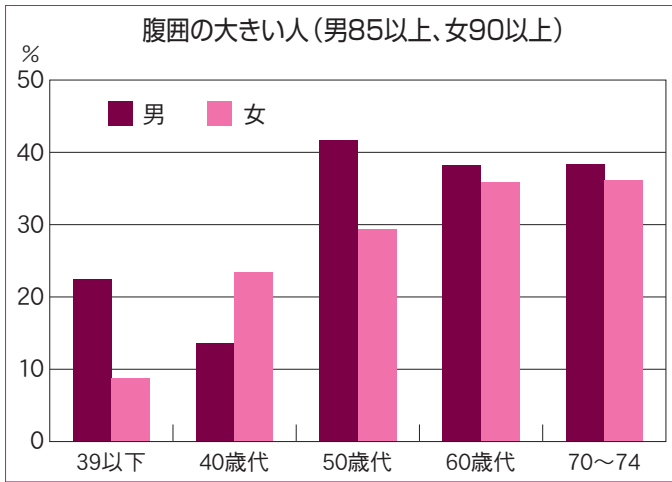
- ・血糖値は、血液のなかにあるブドウ糖の量をみる検査です。
- ・HbA1cは、長期間 (1～3ヵ月) の血糖値の状態をみます。
- ・体重52kgの人で、約4ℓ (牛乳パック4本分) の血液が全身をめぐるっていますが、その中に4g (角砂糖1個分) の糖が流れている状態が正常 (HbA1c5.2未満) です。
- ・肥満傾向の人は、血糖値も高くなる傾向があります。

また、阿智村は昔から血圧が高い傾向がありますが、50代になると男性の4割、女性の3割の方が血圧が高くなっています。特に男性では、40代17.1%→50代41.5%と、50代に大きく変化が現れます。

血圧が高いこと、血糖が高いことなどは、血管を傷つける要因になり、糖尿病や心臓病のリスクを高めます。

60代になると、男女とも4割が、高血圧、糖尿病、高脂血の病気になり薬を飲んでいきます。





また、男性は30代から体型の変化が現れます。体型が大きくなると、中性脂肪や尿酸も高くなる傾向があります。

※尿酸が高いと痛風になるだけでなく、腎臓も傷めます。

消防団を対象に行ったアンケートで、「20歳のときから体重が10kg以上増加している」と答えた方が、20代で14%、30代では42%でした。

いっぽう女性は、年齢とともに、体型も血液検査の結果も徐々に変化が現れていく傾向でした。

今後も、検診結果をもとにみなさんと一緒に健康について考える場をつくっていきたいと考えています。健康について、お気軽に保健師・管理栄養士に御相談下さい。

### 〈がん検診の受診状況〉

検診名	対象者	H21 受診数		H20 受診数
		全受診者	清内路を除く	
胃がん	30歳～	303	281	210
大腸がん	30歳～	380	331	247
乳(マンモ)	40～69歳	148	141	113
子宮がん	20歳～	221	187	174
前立腺	50歳～	88	77	59
C型肝炎	20歳～	82	69	60
結核	65歳以上	928	802	786

特定健診の受診率が上がったのにあわせて、がん検診の受診人数も増えました。

受診率は、胃検診9.6% (H20) →12.2% (H21)、大腸がん検診11.3% (H20) →15.0% (H21) など上がりましたが、全国や近隣町村と比べると低い状態です。

国の基本計画では、5年以内になん検診受診率を50%以上としています。検診を受けることで、がんを早期発見しましょう。

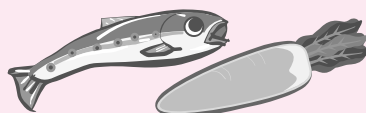
## おろし煮魚

1人分 138Kcal 塩分1.9g

### 【材料】大人4人分

- 白身魚…………… 4切れ
- 塩味がついていれば
- ④の調味料を調節
- 酒…………… 大さじ1
- しょうが汁…………… 大さじ1
- 小麦粉…………… 適宜
- 揚げ油…………… 適宜

- 大根…………… 150g
- 薄口しょうゆ…………… 25cc
- ④ みりん…………… 24ml
- 砂糖…………… 5g
- だし汁…………… 200cc



### 【作り方】

- ①たらをさっと洗い水気を取り、酒、しょうが汁を合わせ、10分程漬ける。
- ②揚げ油を用意し、①に小麦粉を薄くつけ揚げる。表面が少し色付いたら取り出す。
- ③鍋に④の調味料、おろした大根を入れ、火にかける。ふつふつしてきたら②の魚を入れ、落としぶたをし、弱火で10分ほど煮る。
- ④皿に盛りつけ、できあがり。

# 阿智高だより

vol.24

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年よろしくお祈いします。

今回の阿智高だよりでは、2学期（後半）に行われた行事等を紹介します。

## 2学年修学旅行（10月15～17日）

2学年は、10月15日～17日まで九州方面（長崎・福岡）へ修学旅行に行ってきました。

この修学旅行では、長崎原爆資料館見学、平和公園にて千羽鶴の奉納や被爆体験講話などの平和学習をはじめ、長崎パーロン体験の他、長崎市内散策・太宰府天満宮参拝をしてきました。

旅行を通して、クラスの親睦をさらに深めることができました。



## 秋季クラスマッチ（11月10、12日）



11月10・12日に秋季クラスマッチを行いました。

4競技（男子：サッカー・バレーボール、女子：バレーボール・ソフトテニス）に分かれ熱戦が繰り広げられました。

## 第20回 阿智中高交流会（11月27日）

本年度の阿智中高交流会は、阿智高校にて行いました。

公開授業後に、全体会として講演会を開き、大変有意義な時間を過ごすことができました。

（演題「新学習指導要領のポイント～言語活動の充実について～ 講師 信州大学教育学部 教授 藤森裕治先生）

## 2学年保育所実習（「総合的な学習の時間」において）

村内保育所における保育所実習は、5年目を迎えました。

昨年は、新型インフルエンザの流行により、予定していたすべての実習が実施できませんでしたが、この実習を通して貴重な経験を積むことができました。



### 1月～3月の行事

1月 3学期中間テスト（1・2年生）  
学年末テスト（3年生）

2月 漢字クラスマッチ  
前期入試  
学年末テスト（1・2年生）

3月 卒業式  
後期入試  
3学期終業式

# Photo report [フォト・リポート]

## 第11回 阿智柔道大会 <阿智中学校格技室道場開き記念大会>



1月11日（月）に、統合中学校の新しい格技室の道場開きに併せ、第11回阿智村柔道大会が行われました。

小学校低学年の部3名、小学校4年生の部6名、小学校6年生女子の部3名、中学生男子の部6名、中学生・高校生女子の部2名が参加し、新しい道場で技を競い合いました。

## 第7回 食の文化祭

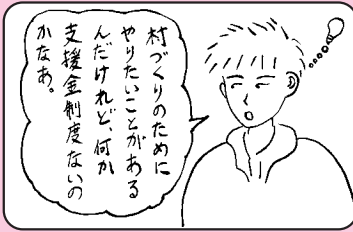


昨年の11月15日（日）に、阿智村中央公民館ホール・阿智村保健センターにて、第7回食の文化祭が行われました。

文化祭には、7つの団体と阿智中学校生、一般参加者の計31名が36品目の「食と健康」というテーマに沿った郷土料理を持ち寄りました。また、文化祭に併せ親子料理教室も開催されました。

# 村づくり委員会

年 金太郎



## あぜみち

十二月初めに、民主党政権に代わってから初めての要望活動に行ってきました。国道一五六号の改良促進の要望活動ですが、民主党政権下では地元選出の議員に要望書を提出するという方法でしたが、今回は民主党幹事長室（国会内）で直接副幹事長に要望を行うと共に、国土交通副大臣に要望するという、官僚抜きのままに政治主導の要望活動でした。

長かった自民政権から政権交代するという中で、様々な変化が起きております。民主党は選挙にあたって、国民を引きつけるマニフェストを発表し勝利しました。しかし国の状況は財政問題も経済問題も安全保障においても、自民党時代と変わらない下での政権運営ですから、当然大きな矛盾に遭遇せざるを得ません。我々国民もそうした点から、早急な結果を期待しては無理なことは解っています。願うことは四年後にはどのような国になっているのか。目指す国家像を早く示してほしいということですね。

(一)





阿智村保健福祉審議会

介護施設の整備など

第一次答申

阿智村保健福祉審議会（石川満本部会長）の第一次答申を受けての全体会が委員をはじめ、村議会議員、教育委員、民生児童委員など関係者の出席により、昨年十二月四日、中央公民館で開かれました。①適切な保育料と家庭への支援②障害者自立支援法による共同作業所の施設移行③特養等施設整備と介護のマンパワー④医療体制の充実と健診受診率の向上などの設問に対する答申内容の説明がありました。（以下答申内容抜粋）

■村長の諮問機関

阿智村保健福祉審議会は昨年4月発足の村長諮問機関。本部会と4つの分科会から成り、村民の保健福祉のための調査、審議を行う。委員は60人で任期3年。

児童福祉分科会（高坂詢委員長）

●保育所の運営・保育料

保育所の運営のあり方として、運営にかかる支出総額に占める国・県・村の負担額を、

公立保育所へ国庫負担金が交付されていた平成十五年度と廃止後の平成二十年度で比較しました。支出総額に大きな差はないが、地方交付税に算入されたことにより国・県負担額が減少し、村の負担額が増加しています。論点の一つは、この村の負担

額の中に占める保育料の軽減分の妥当性です。

もう一つの論点は、これとは逆に、国庫負担対象外経費が支出総額に対して占める割合が減少していることです。これは保育所の人件費に係る部分であり、保育所の職員体制や入所児童数、未満児の入所動向や独自の保育サービスにより大きく影響されると思われます。



全体会で挨拶する村長

保育所の運営及び、保護者負担分である保育料のあり方については、保護者にとって望ましい保育所や、子どもの成長発達にあったより良い保育のために、その環境や職員体制等を整備していくことと合わせて、今後、村の行財政の観点からも保育所のあり方や保護者の負担を検討していく必要があります。

保育所統合については、参考として、保育所の統合を想定した経費対比表（平成十九年作成）の提示がありました。清内路との合併や、資料作成時以降状況の変化があり、現状に即した資料の提供を求めます。分科会における委員の意見は、現時点では様々です。

●次世代育成行動計画

次世代育成支援後期行動計画を作成するにあたり、前期行動計画の評価をふまえ当分科会において意見を求められましたが、提示された資料等では評価は困難と判断し、改めて資料の提示を求めるものであります。

計画に従い実際進められている事業がありながら、事業の評価がされていないために多くの人に知られる機会がないことは残念です。計画の

評価はその計画の作成者が行うのが妥当であり、今後に生かしていくた

障害者福祉分科会（原一広委員長）

●自立支援法による施設移行

障害者自立支援法（新法）による施設移行については平成二十二年度までに、これを行うよう義務づけられています。知的障害者通所授産施設「夢のつばさ」・共同作業所もその例外ではありません。

共同作業所については当初、新法移行に伴う県の補助金廃止等による激変緩和措置を、期限を定めて村に要請することで当分科会としての意見集約が図られました。

しかしながら、共同作業所を新法の「地域活動支援センター」に移行することで、財政の健全化が保たれる見通しから、激変緩和の措置を求めないこととします。今後村・県からの補助金は廃止されるものの、給付基準額に基づく支出が可能となり、その財源は地方交付税と、国庫補助金等で補填されます。なお、村単独で、これら施設を整備している例は少なく、その先進的な役割と定員を

めにも資料の整備は必要と思われるす。

満たしている利用者の状況を鑑み、不透明な交付税の動きと相まって、今後とも施設の運営には行政の特段の配慮が必要と考えます。

●自立生活支援センターの充実強化

清内路村との合併による、この地域の保健・福祉等に関する住民の不安解消や、精神障害福祉の対応、保健師の兼務体制回避等のため、社会福祉士の配置等による自立生活支援センターの充実強化を求めます。

●障害者にやさしい移動支援の整備

現在村では、在宅の心身障害者、独居高齢者及び高齢者のみの世帯で、交通手段のない方に対し、社会活動の参加と経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー券を交付しています。また、低料金の巡回バス、西部「コミュニティバス」の運行により交通網の整備がなされていることです。しかし、山間地を多く抱え、公共交通機関に恵まれない本村の障害者にとって、移動手段の確保は生活の基

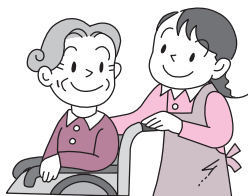
盤をなすものであり、よりきめ細やかで有効性の高い制度への見直しを求められています。

福祉タクシー券については、一定の効果は認められるものの、予算の執行率が五割に満たないなど、使いやすさや事業の周知面で課題を残しています。現行では、七百円券（初乗り料金相当）の十二枚を基本に中心市街地からの距離に応じて券の金額を千円に定めている地域もありますが、これを、平成二十二年度から二十四枚を基本とし千円券は設けないよう求めます。

●障害者にやさしいトイレの整備

障害者の社会活動を阻害する要因に、障害者にやさしいトイレの不足があげられます。特に高齢者や障害者関係団体等からの要望が強い、村内中心市街地での身障用トイレの設置や洋式化を進める必要があります。

新たな補助制度などの創設も視野に、公共施設に限らない中心市街地での店舗等についてやさしいトイレの整備を求めます。



# 高齢者福祉分科会 (井原義昭委員長)

## ●施設の整備と運営

- ① 本村の中心施設となっている特養「阿智荘」の定員を増床すること  
も、検討案として賛成である。増床計画をすすめていく中で、個人の尊厳確保の流れ等から一人部屋、個人部屋を組み入れる内容で検討して頂きたい。どんな施設にするのかは、利用者、利用者家族、施設職員なども交え、内発的な村民の計画作りが大切ではないか、その為に本分科会が交通整理し、機能すればよいと思われまます。
- ② デイサービスを行う施設の定員は現状の十五〜二十人位までが、一つの適正規模であり「幸寿苑」の機能を「えんばな」へ統合する案については、村内拡散の方向で検討願いたい。
- ③ 統合予定の中学校や保育園など、空施設を改装等することにより、身近な地域の福祉施設として活用できないか検討することも大切である。(清内路中、浪合中、駒場保育園)
- ④ 阿智荘増床に伴い、本来在宅サ-

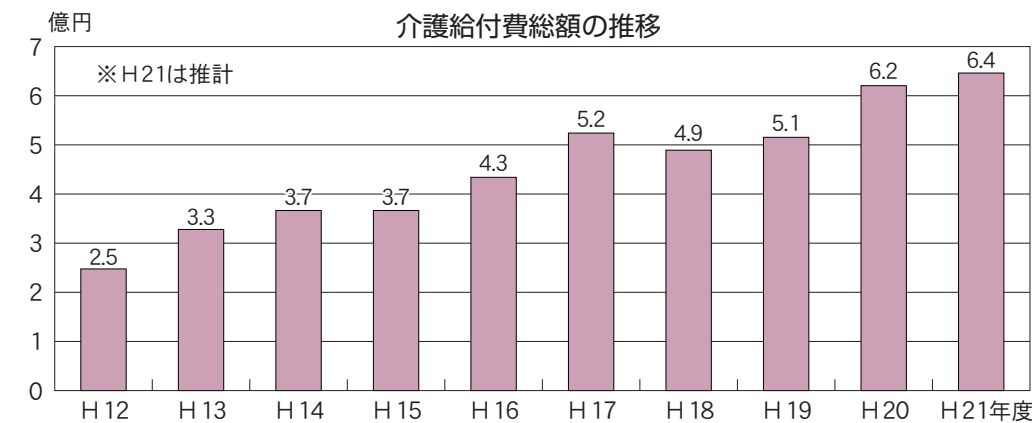


増床が検討されている特養「阿智荘」、手前は通所介護施設「幸寿苑」

- ビスであるショートステイの利用方法など、福祉施設利用の見通しが必要である。
- ⑤ 在宅介護の形のままで、支え会える介護システム構築も検討しなければならぬ。

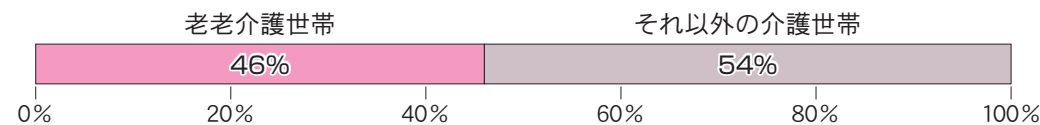
## ●介護マンパワーの確保・構築

- ① 在宅での介護力を高める為には、各介護保険事業が連絡を密に取り合つてのサービス統一や、それを住民に伝え直接支援してゆく専門職のレベルアップや役割など、それぞれの事業所での再検討が必要である。



## 要介護（要支援）認定者の世帯状況（平成21年4月）

区分	世帯数	区分	世帯数
65歳以上の 独居世帯	83	65歳以下の 同居者が1名の世帯	27
65歳以上の 2人暮らしの世帯	59	65歳以下の 同居者が2名以上の世帯	152
65歳以上の 2人以上の世帯	10	老老介護世帯 合計	152
		世帯数 合計	331



- ② 高齢化に伴い様々な問題に対応する為には、自立生活支援センターに主任介護支援専門員や社会福祉士が必要である。
- ③ 村内の地域ごとに、地域福祉のよ

- には、まず地域でリーダー的にとめていける地域福祉コーディネーターの育成と選出が急がれる。
- ④ 村全体の地域福祉コーディネーター的専門職員の増員計画が必要である。(例) 行政一人、社協一人

地域福祉専門職員を中心に、村内地域ごとの福祉コーディネーターと地域のボランティア団体との三者協働で築いていける組織の構築が急務。

●地域福祉向上のための組織づくり

- ①介護予防の推進のために行われている「地域サロン」「おたっしやかい」など活発ではあるが、実施内容のマンネリ化の面もあるので、関係者の連携など再検討し充実させていく。又男性の参加者が少ないので、増員対策を講じる必要がある。
- ②本村は六十歳になったら、身近な福祉や自分の老後についての学習会に参加出来るような環境づくりを行う必要がある。

保健医療分科会 (松下拡委員長)

●地域医療体制のあり方

交付税措置がある間は、村として診療所を維持していく考えだが、現状から見直しをする必要がある。

- ①住民が受診しやすいように上清内路診療所・下清内路診療所は、移動の時間を含めた診療時間を延長するか、下清内路診療所一ヶ所に

- ③地域のまちづくり「どい」でどんな人がいて、どんな生活をしているか、生活実態が見える地域づくり「また」どんな人に、どんな支援ができるのか、必要なか」など目に見える形での支援計画が必要である。地域支援マップを各地域で作成していくことが大切である。
- ④地域の単位としては、本村の自治会構成の八地域を地区社協のような形での組織立ち上げが必要である。
- ⑤地域福祉コーディネーターは、自治会役員、部落役員、民生児童委員、保健委員、地域安全委員、地域ボランティア活動の方々等と連携を取り合い、各地域ごとの見守り、支えあいの場を実現させたい。

まとめるか具体的に住民の意見を聞きながら見直す。

- ②交通手段を確保し、他の医療機関への交通の便を図る。福祉タクシーの利用対象者の範囲のあり方を含めた制度の改善を行う。障害者の利用しやすい巡回バスの工夫をする。
- ③浪合診療所に医師を確保し、浪合

地区のみでなく他の地区に医師が出向く方法もある。診療の他に、村全体の予防医療に力を入れる。

- ④高齢化のため、診療所の存在が高齢者の精神的拠り所にもなっている。高齢者の集いの場作りはふれあいサロンやおたっしや会で、かかりつけ医を持つことや救急時の対応に関すること、地域の支援体制については自立生活支援センターで対応する。

●健康意識の向上及び特定健診受診率の引き上げ

- 未受診対策を実施する。
- ①アンケートで未受診の理由を把握する。
- ②具体的な地区での健診受診目標を設定して取り組む。
- ③受けやすい健診受診の環境づくりとして、健診料金の検討や集団健診のみでなく、個人健診の拡充を行う。
- ④医療機関と連携して、すでに医療機関に受診している方の健診体制を整える。
- ⑤退職して国保へ移行する六十歳の方への健康意識向上の働きかけをする。

健康意識の向上のための学習の機会

をつくる。

- ①わかりやすく健康情報を伝え話し合う場をつくる。(出前講座、健康学習会、保健委員主体の健康講座、健康の集いの継続)
- ②健康についてしっかり考えてほしい年齢に合わせて消防団、還暦時の学習会の開催をする。
- ③保健委員会の充実と保健委員を中心とした地域の健康グループづくりをすすめる。

●その他

- 十四年継続している水中運動事業を効果的に継続して推進する。
- ①健康維持と運動を結びつけ、より効果が出やすい健診後の個別運動指導に力を入れる。
- ②運動のきっかけづくりのために、運動導入時の個別支援や初心者教室の教室支援をする。
- ③長期の継続者の教室は、自主的なグループとする。
- 介護予防としての運動の取り組みをすすめる。
- ①プールに限定せず、中学校の体育館を利用した床上の運動や地域での大腰筋運動など幅広く取り組んでいく。